

都心部における観光バスの路上駐停車に関する現況調査・分析業務 業務仕様書

1 業務の名称

都心部における観光バスの路上駐停車に関する現況調査・分析業務

2 業務の履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

3 業務の目的

札幌市では現在、観光バスの路上駐停車の多い都心部エリアに整理員を配置の上、駐車場の利用促進を呼びかけること等により、路上での長時間の駐停車を抑制し、都心部の交通状況の改善を図っているところである。

しかし、この巡回整理の対象外のエリアにおいても日常的に観光バスの路上駐停車の事例が報告されており、こうしたエリアを限定した既存のソフト面の対応は限界を迎えつつある。

こうした状況を踏まえると、現在都心部に計4箇所設置しているバス乗降場の増設に向けた検討を進めていく必要があると考えられ、将来的な観光客の増加予測も合わせて鑑みれば、その増設の必要性は今後更に高まっていくものと判断される。

本業務は、今後の観光バス乗降場の増設に向けた検討の基礎資料とするため、ビッグデータを始めとする定量データを活用しながら都心部における観光バスの路上駐停車の現況調査等を行うとともに、その調査結果を分析した上で、乗降場の理想的な設置個所や面積のほか、今後乗降場の増設に当たり必要となる業務や手順等に関する提言を行うものである。

4 業務の内容

(1) 観光バスの路上駐停車の要因把握

都心部における観光バスの路上駐停車の要因を把握するため、都心部における観光バスの目的地、交通状況（道路空間の状況、路線バスやタクシー・物流の荷捌き等を想定）などを整理の上、関係者に対するヒアリングを行うこと。

なお、要因の把握のために必要な具体的な項目及びヒアリングの手法・対象については、提案及び委託者との協議による。

(2) ビッグデータを始めとする定量データの取得・分析

委託者と協議の上、業務目的に合致した質の高いビッグデータを始めとする定量データ（種類、期間、粒度）を特定し、受託者の負担によりデータを取得するとともに、当該データ、委託者が提供する例年の巡回整理のデータその他

既存のデータを基に、札幌市内における観光バスの路上駐停車に関する基礎データ分析を実施すること。

(3) 都心部における路上駐停車の現況調査

(1)及び(2)の分析結果に基づき、委託者と協議の上、現地調査を行うべき都心部の箇所を最低5箇所以上選定し、必要な期間（12月（2日間）及び2月（2日間）の計4日間以上を想定）、当該箇所の現況調査を実施すること。なお、具体的な現況調査内容については、提案及び委託者との協議によることとするが、少なくとも観光バスの路上駐停車台数・時間のほか、観光バス事業者の詳細（事業者名や法人所在地等）を含めるものとする。

(4) 分析・とりまとめ・報告書作成

上記(1)～(3)の調査結果等を踏まえた上で、調査結果等から導き出される乗降場の理想的な設置箇所や面積、乗降場の運営手法（民間との連携等）や乗降場の利用ルールのほか、今後乗降場の増設に当たり必要となる業務や手順等に関する提言を行うこと。

なお、当該提言については、報告書の提出により行うものとする。また、当該報告書は、図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理したものとし、その様式、内容及び作成する図面サイズ、表現方法等については、適宜、委託者の確認を得ることとする。

5 業務報告等

業務完了後速やかに、下記について提出すること。

- (1) 業務報告書 3部（Googleドキュメント・スプレッドシート・スライドにて編集可能な電子データも提出すること）
- (2) 業務完了届 1部
- (3) ビッグデータを始めとする定量データその他制作物 一式
取得した定量データや本業務で制作した原稿データ等を全て提出すること。

6 共通事項

(1) 実施体制

業務の管理及び統括を行う責任者1名を必ず配置し、委託者との連絡調整を確実にすること。

(2) 連絡調整

各業務の進行において、受託者は委託者と十分に打合せを行い、必要な事項について委託者から指示を受けること。また、委託者が別途、関連する他業務を実施する場合は、必要な連携等を行うこと。

(3) 物品等の手配

原則として本業務に必要な物品や機材等は受託者が調達し、これに係る費用を負担すること。

(4) 資料の作成

本業務の実施に当たり資料の作成が必要な場合は受託者が作成すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、安全を十分に考慮し、受託者の責任において必要な安全対策を講じること。また、万が一事故等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において関係者等へ誠実に対応すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、札幌市の受託業務であることに留意し、関係法令を遵守するとともに、必要な届出や情報提供を遅滞なく行うこと。
- (3) 本業務の遂行に当たり、委託者は受託者が実施する調整に協力するとともに、必要に応じて打合せを行う。
- (4) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (5) 受託者は、成果物等に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び打合せ、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (7) 事業の実績は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、又は使用してはならない。
- (8) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (9) 受託者は、本業務による成果物等について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (10) 成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (11) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (12) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、個人の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後においても、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。

- (13) 自然災害等、やむを得ない理由が認められる場合は委託者と受託者が協議の上で調査の中止や変更の判断を行う。なお、この場合の関係機関等との調整も本業務の範囲に含む。
- (14) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (15) 本業務履行に当たっては、「広報に関する色のガイドライン」に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成すること。
(<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)
- (16) 札幌市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (17) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。